

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係部分）

規 制 の 名 称 : _____

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担 当 部 局：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課法令審査室

評価実施時期：令和7年8月

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づく原子炉の設置の許可等の制度は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するという目的の下に設けられているものである。原子炉の設置の許可等に当たってはいくつかの欠格要件を設けているが、そのうちのひとつとして、事業の安定性が阻害され、ひいては、原子力利用における安全の確保に支障をきたすおそれがあるという理由により、従前、成年被後見人であることを欠格事由としてきたものである。
- ・一方、このような成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっていると指摘されていた。
- ・このため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、原子炉等規制法においては、原子炉の設置の許可等の欠格要件である「申請者（法人にあっては、その業務を行う役員）が成年被後見人に該当する場合は許可等を与えない」旨の欠格条項（原子炉等規制法第 43 条の 3 の 7 等）を削除した上で、個別審査規定として「心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者」を規定する改正を行った（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）第 167 条）。

＜今後の対応＞

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を下回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を下回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

＜効果（課題の解消・予防）＞

- ・本件改正による成年被後見人（令和6年度：約18万人）に係る欠格条項の削除及び個別審査規定の設置により、成年被後見人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られていると考える。なお、本件改正により成年被後見人に係る欠格条項を削除した各申請における、成年被後見人からの申請件数は把握していない。

＜負担＞

■行政費用

- ・本対策に伴う行政費用の増加は特段発生していない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

- ・顕在化する負担はない。

3 考察

- ・本件改正により成年被後見人に係る欠格条項を削除した各申請においては、成年被後見人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られていると考えられるため、本制度は継続する必要がある。